（注意事項）

１　業務の状況

⑵　行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条の８第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、同項第２号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合は「募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行っている場合は「私募」と記載し、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

⑶　当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

⑷　説明書類に記載する事項

法第63条の12第３項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第二十一号の八に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

⑸　株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、海外投資家等特例業務に関連しない決議事項にあっては、記載を要しない。

⑹　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（海外投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

②　役員の状況

当期末現在における役員の状況について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条の９第６項第２号ハに規定する者をいう。③において同じ。）について③に記載すれば足りる。

③　国内における代表者

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

④　役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下④において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ　業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ　当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。